

元正朝における

造寺造仏状況理解のための一試論(一)

山 中 理

三

前章において聖武朝の他朝と比較して観取される特異性という事柄に関し若干触れるところがあつた。その際、それを考察する上で聖武天皇個人の宗教的資質に留意すべきであらうという見解⁽¹⁾を呈出しておいた。更に如上の問題の的確なる把握を通してこそ、より一層元正朝の仏教への対応方式の背後に潜むものを深く掘り下げ得る可能性も幾分示唆している。本章では聖武朝並びに聖武天皇⁽²⁾の主に仏教を取扱う姿勢を考察対象に採り上げ、元正朝の仏教政策全般の方向性の把握とそこから推測される時代性格を理解するよすがとする。

聖武朝はこと自然現象に関する限り、平穩無事にその第一歩を踏み出したように見える。順調な滑り出しである、と思われるにも拘らず『続日本紀⁽³⁾』に採録された神龜二年閏正月十七日、七月十七日、九月二十二日の各記事は何を物語っているのであろうか。即ち、災異を除く目的を以て或いは国家を平安ならしめる為に、大般若經・金光明經ないし最勝王經⁽⁴⁾等を読誦、転読させている。護国經典読誦が齎すと考えられた鎮静力を期待してのことであらうことは想像するに難くないが、この時期それ程差し迫つた状況にあつたとは考えにくい。しかるに經典読誦、転読に加

えて、三千人にも上る非常に多数の人人が出家入道せしめられているのはそれまでの例から見ても尋常一様ではない。聖神龜三年九月十二日の詔によればこの年は豊作であり安定した状態を示している様子である。勿論この年が良好な結果を見せているからといって前年が何事もなかったという証拠にはならないが、残された前後年の記事の調子からしてどうもこれらに表明された災異とはそれ程酷い天変地異の類であったとは到底思われない。それにも拘らず、この屢屢の護国經典誦は何処か聖武朝ないし聖武天皇の災異に対する感受性が鋭敏に過ぎるのではないかとの疑いを抱かしめる。ところでその原因の一端を神龜四年二月二十一日の勅の如く官人の人為の中に求めようとすると姿勢は注目に価する。同様の姿勢は必ずしもこの期ばかりではなくそれ以前の天皇朝にも伺えるが、聖武天皇の場合には一方ではより一層自らの在り方を問うという厳格な態度の存在をも予測させる。それが神龜二年九月二十二日の詔に見る天皇の表白となつて現われており、神龜三年六月十四日の詔の中で述べられた百姓に向けての「朕爲父母。何^ソ不^レ憐愍^セ。」との言葉はそれに連なるものであろう。この様な種類の言葉一つを単独で取り出したところで、それは単なる形式的言い回しに過ぎないとするのが妥当であるかも知れない。だが、他の動向と照合し考察を加えた場合、恐らくそこには別の結論が導き出されて来ると思われる。それは正に聖武天皇の心の澁深く刻み込まれた真情の吐露に相違ないと思われる。しかしながら、結論を急ぐことは危険が大きい。

神龜三年六月十四日の詔はその日付からして元正太上天皇不豫と密接な関係にあると思われる。以後一連の記事が続く。即ち、神龜三年六月十五日の元正太上天皇不豫を告げる記事を皮切りに六月二十一日、七月十八日、同十九日、同二十日、八月八日と時を隔てずしてそれらが見えている。そこでは放生^⑩をなし、僧尼を度して、また天下に大赦^⑪を行い、幣帛を神社に奉り、更に釈迦像を造り法華経を写し、しかも薬師寺において斎を設けるなど病氣平癒を祈願してあらゆる措置が採られている。七月に興福寺東金堂の本尊として丈六の薬師三尊像も造立している^⑫。この期間中の度者数は僧が計四十三人、尼が計九人と決して多いという訳のものではない^⑬。しかし、時を接して立統

けに実施される数数の諸措置は、特に身分の高い人物の病気の際にはいずれも共通している⁽⁹⁾のが当然としても、やはり懇切丁寧なそれであるといわざるを得ない。即ち、こういうものに頼る姿勢は古代社会では通常の姿であるが、特にこの聖武朝はそれ以前の歴代朝に比較してそれが顕著であるといふべきだろう。

神亀五年は自然災害に關しては何程のこともなく推移したかに見受けられるけれども、他の面では聖武天皇にとり殊の外悲痛な出来事に見舞われている。

八月二十一日、「勅^{スラフ}。皇太子寢病。經^テ日不^レ愈。自^リ非^ル三寶威力。何能解^ク脱^{セン}患^ヲ。因^テ茲。敬造^テ觀世音菩薩像一百七十七軀并經一百七十七卷。礼佛轉經。一日行道。緣^ニ此功德。欲^ス得^ニ平復^ヲ。又勅^{スラフ}。可^ク下^シ大^ニ赦^ス天下。以^テ救^ル所患^ト。……後略……⁽¹⁰⁾」

ここでも皇太子の病氣平癒を願つてあらゆる手を尽そうとする態度がよく伺えるが、「自^リ非^ル三寶威力。何能解^ク脱^{セン}患^ヲ苦^ヲ。」という聖武天皇の血を吐くような必死の思いを込めた言葉⁽¹¹⁾は親としてのやむにやまれぬ気持⁽¹²⁾や天皇としての立場から出て来ると同時に、仏教に対する天皇の傾斜度の大きさをも知らせて呉れよう⁽¹³⁾。養老五年五月六日の元正天皇(当時)が元明太上天皇(当時)不豫に際し宣せられた言葉「思^フ歸^リ依^リ三寶。欲^ス令^ニ平復^セ。」と比較しても、更に深く仏教に足を踏み入れた言葉であるとの感触をどうしても拭拭し切れない。その姿勢を裏付ける傍証の一つとして聖武天皇自らの手になる書一巻の存在を指摘し得る。今日、正倉院に「雜集」一巻が伝存し、天平勝宝八年六月二十一日付の『東大寺獻物帳(国家珍宝帳)』に「雜集一巻、白麻紙、紫檀軸、紫羅襪、綺帶、右平城宮御宇後太上天皇御書」とあるものに相当⁽¹⁴⁾すると考えられ、その巻末には「天平三年九月八日寫了」とあつて聖武天皇三十一歳の時の御宸筆と知れる。しかもこれが六朝・隋・唐の仏教に關係する詩文の抄録、それも主として淨土信仰に關してのものであるのは興味深い。絶対的な量が不足しているので飽くまでも推測の域を出ないけれども、光明皇后の真筆になる「樂毅論」・「杜家立成」が仏教となんらゆかりのない文章⁽¹⁵⁾であるのに比し、「雜集」の示す内容は象徴的で

すらある。勿論、天皇・皇后両者の遺した書の内容の相違^㉑が二人の仏教に対する信仰度を明らかにするという訳のものでは決してない。光明皇后に関してはその事蹟^㉒から見ても仏教と深い関りがあったことは紛れもない事実である。しかしながら、「雑集」が唯一、天皇の真筆として残されている所に何か深い暗合のようなものを感じる。聖武天皇と仏教との密接な結び付きを知らせる例証はこれだけに止まらない。天平六年、治部卿門部王に勅して一切経を書写させられた時の詔もその一つである。

「詔曰朕以^三萬機之暇^二披^三覽典籍^一全^レ身延^レ命安^レ民存^レ業者經史之中釋教最上由^レ是仰憑^三三寶^二歸^二依^一一乘^一敬^三寫^二一切經^一卷軸已訖讀^レ之者以^三至誠心^一上爲^二國家^一下及^三生類^二乞^三索百年^一祈禱萬福^一聞^レ之者無量却問不^レ墮^三惡趣^二遠離^二此網^一俱療^二彼岸^一」^㉓

この言葉を伝えており、聖武天皇の仏教に対する傾倒並びに仏典をも含めた諸学に対する造詣の深さ^㉔をよく物語っている。

神亀二年十二月二十一日や天平三年十一月十六日の各条に見える減刑の措置は「仏教の慈悲の精神による政治の具現^㉕」であることは否定出来ない事実であろう。これに関連して大赦関係の記事の頻繁さ加減^㉖は注目に価する。但し、この大赦という政策は他の天皇朝にも数多く見られ^㉗、歴代朝が慈悲深さを公にする手段としてかなり重視していたことは明白であつて聖武朝に限つた特殊現象とは言ひ難い。また大赦と並んで放生という仏教の教えからする慈悲行爲も考察対象となるべきであろうが、これについてはそこに奇妙な要素が介在しているのに気付く。即ち、神亀三年八月十七日条の「定^ム鼓吹^ハ戸[、]三百^戸。鷹[、]戸^十戸[」]という記事はいわゆる放生の精神とは相入れないものを含んでおり、今まで検討を重ね理解したこの時代の方向とはずれを生じて来て表面的諸現象の奥に潜む意志の所在を尋ねることや人間一個人の資質に肉迫することが如何に困難であるかを痛感せしめる^㉘。従つて、一概に慈悲の精神の存在の有無という観点からのみ事態に接近することは危険である。それだからと言って、慈悲の精神に則つた如き諸施

策と仏教との深い交わりを必ずしも否定するものではない。それは個々の人間の心の有様ありようという次元を離れた、仏教が当時の社会或いは個人に対して占めた割合の大きさないしそれが及ぼす力の強弱というものを考慮に入れたレベルでの交渉であつたと看做されるからである。そういった意味では、天平二年四月十七日の「始置メラ皇后宮職ニ施薬院ヲ」という記事は大局的な観点からする聖武朝での仏教的慈悲精神の増大メという見解を補強するものとなる。そして結局諸施策に伺える以前にも増しての仏教への接近は聖武天皇の存在に俟つところが大きかつたと思われる。

さて、仏教政策的に眺めた場合、元正朝の採用した方向を踏襲強化している事実の存在は見逃せない。即ち、第二章で言及した如く元正朝で形を成し始めた僧尼の得度規定が、天平六年十一月二十一日に上申された太政官奏の伝えるように最低規準を示す形で明確化されるに至っている。それによると得度の資格として道俗を問わず法華經一部或いは最勝王經一部ニの闍誦を義務づけかつ礼仏を解し淨行三年以上であることを条件としている。天平四年三月二十五日付で僧智首により上呈された解状によれば、美濃国の二十九歳になる秦公豊足が得度を目差して行った修行内容は闍誦經典に限れば必ずしも得度基準を満足していなくても多様な陀羅尼の存在等、注目すべきものを含んでいる。この智首解は得度基準制定以前に呈出されたものであるけれども、こう言つた解状の存在ニはやはり得度基準というものが有名無実な存在に過ぎないのではなく、実質を伴う当時であつては効力を有する政策の一つであつたことを予想させる。

ところで、得度僧尼の問題は政策的には私度僧対策と表裏一体に近い関係にあり、一方だけを他から切り離しては捉え切れない質を孕んでいる。律令体制を維持する立場からすれば私度僧は確実に厳禁されるべき代物であつた。だが、そう言つた私度僧を包み込んだ行基を核とする民間組織は既に単に制裁を加え禁止するだけでは解決しない程の大勢力へと成長を遂げていた。一方、得度僧尼並びに彼らの所属する寺院組織も必ずしも望ましい状態にあつたとは言い難い。その状況を憂慮して何とか打開しようとする試みの一つが、戒師招請を目的に若き僧を唐土へ派遣

するという形で結実したとも言い得る⁽⁴⁾。政治的・社会的要請からする対策⁽⁴⁾であるには相違ないけれども、天平三年八月七日の詔「比年隨^ニ逐行^{スル}基法師^ニ。優婆塞優婆夷等。如^ク法修行者^{スルハ}。男^ハ年六十一已上。女^ハ年五十五以上。咸聽^{クニルセ}入道^{スルコトヲ}。」は聖武朝が実施した仏教政策中、新たな段階に突入したものととして劃期的意義を有している。消極的な立場からすればただ歯止めが失われたに過ぎないことになるが、積極的観点に立てばこの行基のもとに参集した民間レベルの人人を大きく取り込もうとする政策がやがて大仏造願に当たっての行基と彼を取巻く群衆の大いなる協力を獲得することに繋がって行くのである⁽⁴⁾。この動向の中に天平七年六月五日に下された勅も位置付けることが出来る。元正天皇靈龜二年五月十五日の詔で表明された寺院併合策⁽⁴⁾がここに到って大きく転回する。寺院併合令を廃止することにより在来の寺院統合整理政策が正に歯止めを失ったのであり、またもや元正朝時代に採用された政策が放棄の憂き目を見た訳である。ところでこれらの政策転換は勿論、政治的かつ社会的状況の変化にに応じてなされたのであるが、この状況の変化は単なるきっかけに過ぎなかつたとも見られる。つまり転換を促す何かが既に聖武朝の初期の段階から萌していて、それがいつの間にか根幹的な仏教政策を改めさせるまでに成長を遂げていたのであり、そういう事態を生み出す上で聖武天皇の宗教的資質が果たした役割は相当大きかつたと思われる。しかもそういう何かを大きく成長させたのが結局政治的、社会的状況の変化であり、未曾有の天変地異に襲われた⁽⁴⁾ことで一層拍車⁽⁴⁾が加えられたのであつた。その何かとは詰る所仏教が内蔵する力に以前にも増して切実なる期待を抱き、それを最大限に發揮させようと思つたことであつたと考えられる。そしてそれが直接的仏教營為としては頻繁なる護国經典の誦誦⁽⁴⁾、最大規模では一切経の書写から単独經典のそれに到るまでの数数の写経⁽⁴⁾、或いは全国的スケールの造佛⁽⁴⁾などの形で現われて来たのである。

ま と め

二章、三章において展開した考察から、元正朝及び聖武朝⁽⁹⁾の持つ、仏教政策ないし仏教的営為を介して把握される個有の特質が相対明らかなったと思われる。元正朝は基本的には元明朝との連続性の中で捉えられる。つまりその仏教政策に見る、体制内に属する仏教組織と体制外にある仏教集団両者に対し嚴重な統制を旨とする積極的態度の存在がそれである。一方、その反措定とも言うべき仏教への強い傾斜を示す態度がこの時代の後半期に萌している。換言すれば、前者は政治上の要請が宗教上の欲求を凌駕している状態であり、後者は宗教的魔力が政治的領域にまで徐徐に浸透し始めていることを意味している。

正式・私度の別なく僧尼統制を厳密に実施して行こうという元正朝の方針は、確かに聖武朝に受け継がれ具体的政策の形で結実している。即ち養老年間、公験の実施を通して僧尼の質の向上を願うそれに相応しい政策がとられて来たが、聖武朝では形の上からすればより整理されたものとなり、天平六年十一月二十一日に明確な得度規準として結晶したのは既に前章で見た通りである。ところがこの様な動きの陰で、それを大きく覆す可能性を秘めた事態が進行しつつあった。その一つは、仏教が蔵する呪験力に対する過度の要求である。当時たびたび行われた護国經典の誦誦・転読がそれに答えるものであり、また天平四年の智首解から読み取れる、得度を望む優婆塞が学んだ經典等の中に占める雑密関係の陀羅尼などの割合が大きいのは、この時代の全体的傾向としてそう言ったものの誦呪が要求されていたからだと考えられる。その民間レベルにおける極端な現われが、天平元年四月三日の勅⁽¹⁰⁾或いは同二年九月二十九日の詔⁽¹¹⁾等に明らかにされた事態ではなかつたろうか⁽¹²⁾。二つ目として天平三年八月七日の詔に示された制限付きではあるが行基とその徒勞集團の取込みの開始が指摘出来る。三番目は元正朝以来の寺院合併整理政治が天平七年六月

五日に至って破棄されたことである。これらはいずれも政府の意図を乗り越えそれを押さえ込んでしまう可能性を有していた。即ち、(一)は体制内仏教において護国經典を誦誦・転読するに当り要求される僧侶の絶対数を恐らく増加させたであろうし、既制仏教組織外でも恐るべき民衆動員力を示すようになり、実際にそう言った恐れが現実のものとして脅威を与えていた⁹⁰。(2)は元正朝が求めた人数的には少数でしかも良質の僧尼(勿論、必要に応じて殖やして行くが)と体制外の大勢の仏教信仰者⁹¹とが形成する従来の色分けを大幅に塗り変えてしまう可能性を有しており、(3)は寺院乱造に繋がる危険性を秘めていた。そしてそれらが三章で指摘した如く、結局仏教への全面的のめり込みを防止する歯止めを失わせる結果となったと思われる。

さて、仏教を一つの指標として採用した場合、元正朝はそれを飽くまで政治的意志の内部において伸張すべきものとして許容した面が強く、それを打破する何かがその後期に到って芽吹く気配を示し次代に受け継がれたのに対し、それを受容した聖武朝は終には、国家の死命を制するような位置⁹²にまで仏教を押し上げていった⁹³。誠にここにこそ元正朝と聖武朝との間の歴然とした相違が横たわっているのであるが、その相違を別の観点からしかももう少し歴史的に広い範囲から眺めて見よう。

三章で大赦について少し検討を加えたけれどもその際には、聖武朝ばかりでなく他朝にも多く見られるとだけ言及し、それ以上の細かな分析は加えなかった。そこで改めて大赦が如何なる場合に出されたかに留意して詳しく考察し、元正朝と聖武朝とに特有な何かを抽出出来るかどうか調べてみる。

一般に大赦の記事の初出は孝徳天皇大化二年三月十九日のことと考えられている⁹⁴。大赦関係の記事はおおよそ孝徳朝2、天智朝1、天武朝11、持統朝13、文武朝11、元明朝6、元正朝4、聖武朝23位を拾い上げることが出来る。ところで、大赦を中心とする恩赦が如何なる事由に基づいて実施されているかに注意を払いながらこれらを通観した結果によると、どうもそれらを三種類程度に分類することが出来そうである。それによると(1)瑞祥の出現や目出度い

出来事或いは大切な国家行事などに基づく場合、(2)天皇やその他皇族等が病気の場合、そして(3)自然条件が過酷さを剝出しにした場合に大別される。孝徳朝は(1)に依拠⁶⁵⁾し、天智朝唯一の事例も同様(1)に基づいている⁶⁶⁾。天武朝は(1)が大半を占め、残りが(2)と(3)に分れる⁶⁷⁾。持統朝に入ると推測によるものが多いので明確な特徴を述べ得ないが、(1)、(2)が多数を占めているように感じられる⁶⁸⁾。続く文武朝は(1)(2)(3)いずれも僅かずつ指摘出来そうである⁶⁹⁾。元明朝は(1)だけであり際立った特色を示している⁷⁰⁾。元正朝は事例が少ないけれども分類すれば(1)(2)(3)それぞれに属することになる⁷¹⁾。聖武朝は前半期についてのみであるが、(2)と(3)が非常に多く、特に(3)に基づいて四件の記事が連続して出されているような状態である⁷²⁾。さて、ここから非常に際立った特徴を見せる時期を抽出するとすれば、それは元明朝と聖武朝であろう。それに次ぐのが天武朝である。特に元明朝と聖武朝は極端なまでに正反対の様相を呈している、興味深い対比を提供して呉れる。その初出の例から考えても大赦はまず瑞祥の出現と密接に結びついていたように思える。そこにやがて天皇等の病氣平癒を祈願し、かつ天変地異を鎮静せんが為の新要素が加わったと見做される。従つて、本来の在り方に最も近いのが元明朝であり、その対極に位置するのが聖武朝であると言つても差支えない。前者にあつては大赦をまつりごとを推進して行く上での積極的道具立として使用したことを知る。後者は、大赦記事の集中している時期が凄惨な疫病流行時に当たっていることから判る様に、時代の救済の一つとして恃むところが篤かつたと思われる。つまり、ここにおいて時代状況の認識ないし諸現象に対する感受形態が大きく変貌を遂げたと結論付けられよう。両者に挟まれた元正朝は事例も少なく、しかも(2)に属するものはいつの時代にも当て嵌まるものであるから考察の対象としては一応除外してかからなければならぬので、特有の何かを直接的に抽出することは不可能である。二章でもはつきり認識した如く元明・元正両朝は政策面ばかりでなく、それを背後から支えた人的構成面を考慮に入れても同質性を有しており、元正朝がその政策態度の基調として前朝以来のものを継承しているのは明らかである。養老二年十二月七日に行われた大赦などはそれを継承している。しかし、この時代も終りに近い養

老六年七月七日に発せられた大赦では、聖武朝で頻りに出されたそれと同種の性格を有しており注目に価する。以上のようなことを考えあわせると、「まとめ」の最初の部分でも言及している元正朝に対して抱いた移り変わりの図式は必ずしも外的外れなものではなく、それどころか仲仲の肉迫を示していると確認される。即ち、元明朝以来の基調を継続する中にも、後半期に入りやがて異質な対仏教関係の姿勢が生じて来たのである。但し、その変化は未だ次代の大きな展開を準備する段階に止まっていたと思われる。これに関連して興味深い事実が浮び上がって来る。それは何度か触れた護国經典読誦の問題であり、この元明・元正朝がその空白時期に当たっているということである。護国經典読誦は聖武朝の特質を考察、把握する上で欠かせないものであり、如上の事実は、結局、元明・元正・聖武の三天皇朝のもつ、仏教政策ないし仏教的営為を介して把握される個有の特質とその史的展開上での位置づけを明確に捉える上での補強材料となろう。

さて、ここまで色色と検討を重ねて来たがそれをもう一度、とりわけ中心課題に限って要約し更に展開させると次の様になるであろう。元明朝に着手された平城京建設が強引に推進されていく過程で矛盾が増大し律令体制の構造的根本欠陥が大きく露呈し始めると、その亀裂を彌縫する方向に、また反対に、一方ではそれを補完する役割を果しながらも、より一層大きく押し拡げる方向へと仏教の存在意味が分裂を遂げる。そして、このような仏教が本来的に有する世俗的体制に与える現実的脅威にはつきりと気付いた時、即ち、仏教が内包する当時の政府にとってのプラス面とマイナス面、或いは仏教に対する期待面、忌避面などが今まで以上に明瞭に顕在化した時、その存在形態を改めて問い直す必要があり、換言すれば、今まで以上に仏教の、そして僧尼の在り方が意識され、その対応策が早急に立てられることが望まれた。この基本線に則って、元明・元正朝の仏教対策は次々と打ち出されて来たのである。この様な基本的性格を有する時代を仏法の興隆期或いは仏教の隆昌期と呼ぶことは出来ないであろう。飽くまでも仏教の果すべき機能、在り方に厳しいチェックを施し、それを冷静に見詰め直そうとした時代であったとするのが妥当であ

る。やがて、その基本姿勢に動搖を与え、それを大きく変貌させる萌芽が元正朝後半期に到って生じて来るが、仏教への今までにない信仰が本格的な成長を遂げるのは次の聖武朝に入ってからであり、しかも未曾有の大試練を潜り抜けることによって一層の急成長を成就する。即ち、国分僧尼寺建立・大仏造願という形を採ることにより、仏教が終には国家の主役の位置にまで躍り出たのである。ここに到って、元明・元正朝という時代が、仏教を一方の座標軸とする、各時代が描く軌跡の大きなうねりのどこに位置するかが明らかとなったであろう。

次の課題として、元明・元正朝の歴史的 성격が、実際の造寺造仏活動に如何なる影響を及ぼしかつどういう性格を附与したかが考察の対象にならなければならない。また、その造寺造佛活動が、現実に残された作品群から窺取される様式展開並びに時代様式の特徴と、極めて近似した軌跡を描き、かつ類似の特色を帯びているかを確認考察するの
が次なる課題であり、両者の研究を俟って初めて、この試論が生きて来ることにならう。

(了)

註(1) この見解は特に目新しいものではなく、一般的見解として既に市民権を得ているようである。

(2) 聖武天皇一人にその考察対象を絞ることは危険も大きいと思われるが、日本の古代社会において天皇の占める比重は非常に大きくその性格・行動の及ぼす影響力は我我の想像を越えるものがあった。

(3) 『人文論究』第三十二巻第一号に載る拙論の「元正朝における造寺造仏状況理解のための一試論(一)」註(4)の個処でも触れたが、以下本文中で言及している記事は特に註記がない限り『日本書記』(孝徳天皇、斉明天皇、天智天皇、天武天皇、持統天皇)、『続日本記』(文武天皇、元明天皇、元正天皇、聖武天皇)のいずれかの記事である。

(4) 『続日本記』神亀五年十二月二十八日条によれば、当時金光明経の三種類の漢訳、四卷本・八卷本・十巻本のすべてが存在したことが明らかである。即ち、三種の漢訳とは、北涼曇無讖訳の四卷本金光明経、隋宝貴等訳の八卷本合部金光明経、唐義浄訳の十卷本金光明最勝王経のことであり、最勝王経とはこの最後の漢訳経典の略である。

(5) 前掲拙論註(四)参照。

(6) 文武天皇慶雲二年四月三日の詔に見る「朕以『菲薄之躬。』」という言葉を初例としてしばしばこの類の言葉の使用が認められ

元正朝における造寺造仏状況理解のための一試論(一)

る。ところで、これらの言葉は中国の儒教的君主観に大きく影響を受けたものであることは言うまでもない。従ってややもすれば形式的言い回しと見られがちであるが、一概にそうとは言えず、その使用の中では特に天変地異と関連したものが注目され、聖武朝に目立って多い。『続日本紀』慶雲二年四月三日条、和銅元年二月十五日条、養老六年七月七日条、同十九日条、神龜二年九月二十二日条、天平四年七月五日条、天平七年五月二十三日条、天平九年八月十三日条、天平十三年三月二十日条等参照。

(7) その勅に見る「身隔^ニ九重^ヲ。」と言った言葉に聖武天皇の心底からの嘆息を聞く思いがする。註(6)も参照のこと。

(8) 『続日本紀』養老五年二月十七日条参照。

(9) 放生とは捕われている動物を逃がして功德とする仏教の行事のことである。天武天皇五年八月十七日を初見とする。(『日本古典文学大系 日本書紀 下』岩波書店による。)『日本書紀』天武天皇五年十一月十九日条、『続日本紀』文武天皇元年八月十七日条、神龜三年六月十五日条等参照。

(10) 大赦は恩赦の一種で、孝徳天皇大化二年三月十九日のものを始めとして以後頻繁に行われた。

(11) 毛利久氏「奈良時代の興福寺と造像」(『奈良の寺 11 興福寺 八部衆と十大弟子』岩波書店 所収)参照。

(12) 天武天皇不豫に際しては僧尼合わせて二百五十人を度している。また、持統太上天皇不豫の時には百人の出家を度している。天平勝宝四年正月十一日には聖武太上天皇不念なるが故に僧九百五十人、尼五十人を度している。

(13) 例えば天武天皇の病氣平癒を願って、註(12)で言及した僧尼の得度ばかりでなく、設齋し、觀世音經を讀ませたり、また觀世音像を造るなど色々と試みられている。

(14) 二日後の二十三日には幣帛を諸陵に奉っている。

(15) 先取りして言えば、この言葉には後の沙弥勝滿が顔を覗かせている。

(16) だが、願いも空しく九月十三日皇太子は一年に満たない短い生を終えた。天皇の悲しみは深く三日間の廃朝がなされている。皇太子の病、そして死に当っての祈り、悲しみを聖武天皇一人に代表させたが、それは光明皇后にとっても同様であり、同じことは仏教への傾斜度の大ききについても言えるであろう。後で天皇・皇后両者を若干比較することもあるがそれは飽くまで聖武天皇の宗教的資質を際立たせるための手段に過ぎない。

(18) 『国家珍宝帳』に記載された書としては、聖武天皇宸筆『雑集』以下、元正天皇宸筆『考経』、光明皇后真筆『頭陀寺碑文』『杜家立成雜書要略』『樂教論』そして王羲之の『書法』二十卷があった。

- (19) 光明皇后御書のうち『頭陀寺碑文』は失われている。『楽毅論』は中国・戦国時代の燕国の宰相であった楽毅について、三国時代の夏侯玄が論じた人物論である。一方、『杜家立成』とはその内題によると「杜家立成雜書要略」のことであり、内容は日常の雑事に関する書簡文例を示したものである。
- (20) 臨書であるにもせよ王羲之の『書法』二十巻が聖武天皇遺愛の品品の中に含まれていたことは、この時代における王羲之の書風に対するなみなみならぬ傾倒振りを示していて、光明皇后の御書に王羲之の代表作『楽毅論』が残されているのは極めて自然なことと言えよう。
- (21) 光明皇后の代表的な仏教事蹟としては次のようなものが指摘出来る。天平二年四月十七日、皇后宮職に施薬院が置かれている。同年の興福寺五重塔建立、翌三年の角寺の創設、天平六年の西金堂の建立などの仏寺の造建。天平十二年五月一日、天平十五年五月十一日の奥書をもつ一切経に象徴される写経事業等。
- (22) 『東大寺要録』本願章第一に記載されている。
- (23) 青木和夫氏著『日本の歴史』3（中公文庫）によれば、首皇子（後の聖武天皇）の立太子とともに春宮坊が設置され、明経博士調古麻呂らが皇太子学士になり、帝王教育にあたっている。また二十一歳を迎えた正月には明経、明法、文章、算術などの専門家による進講が開始されている。仏典に関しても当時の代表的な僧による講読が行われたものと予想される。
- (24) 坂本太郎氏著『日本全史2』（東京大学出版会）参照。
- (25) 天平六年十月四日の曲赦以外はすべて大赦で二十二回を数える。
- (26) 必ずしも全てが大赦という訳ではないが「赦す」という言葉は孝徳朝から元正朝に至るまで、『日本書紀』『続日本紀』の中に五十近く拾い上げることが出来る。
- (27) 二ヶ月前の六月十五日条に「太上天皇不豫。令[△]天下諸國放生[△]焉。」とあるだけに殊更困難である。
- (28) 養老七年の時点で興福寺に施薬院・悲田院が建設されている。『扶桑略記』『元享積書』参照。
- (29) 民間レベルでは行基が目覚しい活躍をしている。すなわち、実際には行基たちが本当の慈悲に基づく行為をなしていた。
- (30) 『続日本紀』天平勝宝元年二月二日条、『行基年譜』参照。
- (31) 権力者の宗教的資質が国家に及ぼした影響力については例えば中国六朝時代・梁の皇帝武帝の事蹟などが参考になろう。
- (32) 養老四年八月三日の治部省の奏言によれば「公験を授ける」とだけあり、その規準ははっきりしないが、一方で「学業を成す者」という言葉から考えるならば、僧尼の得度規準は仲仲敲しいものがあったと考えられる。

- (32) 法華經と最勝王經の二經が後の国分僧寺建立の際の根本經典となつて注意すべきであろう。
- (33) 誦咒として大波若咒、羅索咒、佛頂咒、大寶積咒、方廣咒、十一面咒、金勝咒、虚空藏咒、支波書咒、大佛藥師咒、水咒、結界文、唱禮具が列挙されている。「大日本古文書一」参照。
- (34) 『寧楽遺文』に百四通の「智識優婆塞貢進文」が納められている。
- (35) 「智識優婆塞貢進文」によれば年を追うごとに優婆塞の学力がとみに低下している。
- (36) この問題は当該時代のトータルな把握を要請するが、ここでは常識的な意味で律令体制の維持を理解している。
- (37) 『行基年譜』に見る道場の着実な建立が物語っているように、行基等の活動は彈正にもめげず繰広げられており、やがて行基に対する評価が一八〇度反転する。
- (38) 得度規準を定めた天平六年十一月二十一日条の太政官奏の前半部に、「比來出家不_レ審_ニ學業_ヲ、多由_ニ囑請_一甚乖_ニ法意_一」と述べられている。
- (39) 家永三郎氏監修『日本佛教史1』（法蔵館）は戒師招請の使者の派遣を唐の制度にならつて仏教教団の整備と充実が強く意図されたからであろうとしている。
- (40) 労働力の主体である正丁（二十一〜六十歳の男）については許可しておらず律令政府の意志がそこに感じられるが、一方老丁にしても得度が認められたところに社会状況の大きな変化が伺われる。
- (41) 天平十五年十月十九日条に次の如きことが述べられている。「皇帝御_ニ紫樂宮_一爲_ニ奉_レ造_ニ盧舍那佛像_一始開_ニ寺地_一放_レ是_ニ行基法師率_ニ弟子等_一勸_ニ誘衆庶_一」とあって、時代の推移をはつきりと感じ取ることが出来る。
- (42) 天平四年に入ると静まっていたように見える自然は一転して暴悪な様相を見せ始め、この年以降、天変地異が徐々に増加して来る。天平七年に到ると社会不安がそれまで以上に増大し更に疫病が蔓延し始め、この年の最後は「是歲。年頗_レ不_レ稔。自_レ夏_ニ至_ニ冬_一。天下思_ニ豌豆瘡_一。瘡_ニ俗日_一。天死者多。」という文章で締括られている、記録上は嵐の前の静けさという感じを孕んで翌八年は暮れて行く。恐らく、疫病の流行にも緩急、起伏があるのだろう。しかし、九年には再流行を示し事態は一気に悪化し、最悪の状態へと突入していた。六月一日、ついに非常事態が発生した。「廢朝。以_ニ百官人患_一疫也。」この前後、皇族・高官などの薨卒の記事が多発して現われるが、記録に残されるのは従四位下以上の者だけであり、記録には出ないそれ以下の位の者の死はもっと多かったであろう。ましてや農民層の権病・死亡は測り知れないものがあつたと予想される。九月最後の条はまさにこの未曾有の惨劇の状況経過を簡潔的確に知らしめて呉れる。

「是年春、疫瘡大發。初自筑紫來。經夏涉秋。公卿以下天下百姓。相繼歿死。不可勝計。近代以來未之有也。」
これ程の大慘劇を経験したことはいまだかつてなかったことであろう。

『類聚符昌抄』天平九年六月二十六日付で太政官は疫病対策を全国に通知しているが、当時は後手の対策しかとれない時代である。

(43) 『続日本紀』神龜二年閏正月十七日条、同七月十七日条、三年七月十八日条、四年二月十八日条、五年十二月二十八日条、天平七年五月二十四日条、同八月十二日、九年三月三日条、同四月八日条、五月一日条、同八月二日条、同十五日条、同十月二十六日条、十年四月十七日条等参照。

(44) 註(2)参照。それ以外にも数多くの一切経書写がなされている。田中塊堂氏著『日本写経綜覽』(三明社)参照。

(45) 『続日本紀』神龜三年八月八日条、五年八月二十一日条、天平九年三月三日条、十二年九月十五日条等参照。

(46) 考察範圍を聖武朝全体に広げることにはなかった。一つはそこまで広げなくても充分、この時代の典型的な特質が把握出来るからであり、二つには範圍を広げ過ぎると大佛造願、国分寺建立という非常に大きな問題が全面的にその形を現わし、論考の比重がそちらへ移る恐れがあるからであった。

(47) その勅には次のようにある。「内外文武百官及天下百姓。有下學習異端。蓄積幻術。壓魅咒咀。害傷百物。者。首斬從流。如有停住山林。評道佛法。自作教化。傳習授業。封印書。符合藥造毒。萬方作怪。違犯勅禁。者。罪亦如之。……後略……」

(48) 詔の中で「……前略……又安藝周防國人等妄說禍福。多集人衆。妓祠死魂。云有所祈。又近京左側山原。聚集多人。妖言惑衆。多則萬人。少則數千。如此徒深違憲法。若更因循。爲害滋甚。……後略……」のように述べている。

(49) 杉山二郎氏著『大仏建立』(学生社)参照。

(50) 註(47)、(48)参照。

(51) いわゆる行基のもとに参集した人人のこと。

(52) 三善清行は延喜十四年四月に醍醐天皇に提出した「意見封事十二箇条」の中で天平時代における仏教の尊崇の甚しきをあげ、その為の天下の費が十分の五に達したと述べている。

(53) 今回の検討の対象外ではあるが、やがて結実する国分僧尼寺講想や大仏造願が当時の国家内で占めた大きさに思いを馳せる

時、正に聖武朝は対仏教の在り方において新しい地平を伐り拓いたと言えそうである。

64) 『日本古典文学大系』68 日本書紀下(岩波書店) 参照。

65) 『日本書紀』大化二年三月十九日条、白雉元年二月九日条参照。

66) 『日本書紀』天智天皇十年正月六日条参照。

67) 『日本書紀』天武天皇二年三月十七日条、同五年八月十六日条、同六年十一月一日条、同七年九月条、同八年十二月二日条、同十一年八月二十八日条、同十二年正月十八日条、同八月五日条、同十三年四月五日条、朱鳥元年五月条、同七月十五日条参照。

68) 『日本書紀』持統天皇元年六月二十八日条、同二年六月十一日条、同三年三月二十四日条、同四年正月十五日条、同五年六月二十日条、同六年二月十九日条、同三月十七日条、同四月二十五日条、同七月二日条、同八月三日条、同八年十一月二十六日条、同九年九月四日条、同十年七月二日条、同十一年六月二日条参照。

69) 『統日本紀』文武天皇三年三月九日条、同十月十三日条、同四年八月二十二日条、大宝元年十月九日条、同十一月四日条、同二年四月八日条、同七月三十日条、同九月二十三日、同三年閏四月一日条、慶雲元年五月十日条、同二年八月十一日条参照。

60) 『統日本紀』慶雲四年七月十七日条、和銅元年正月十一日条、同五年九月三日条、同六年十二月十六日条、同七年五月二十日条、靈龜元年正月十日条参照。

61) 『統日本紀』養老二年十二月七日条、同五年五月三日条、同十二月六日条、同六年七月七日条参照。

62) 検討したのは聖武朝の前半期のみであるが、一応聖武朝全期間にわたって指摘しておく。『統日本紀』神龜元年二月四日条、同三年七月十八日条、同五年八月二十一日条、天平元年八月五日条、同三年十二月二十一日条、同五年五月二十六日条、同六年七月二十一日条、同十月四日条、同七年五月二十三日条、同閏十一月十七日条、同九年五月十九日条、同七月二十三日条、同十年正月十三日条、同十一年二月二十六日条、同十二年六月十五日条、同十三年九月八日条、同十七年四月二十七日条、同九月十七日条、同十九年正月一日条、同十二月十四日条、同二十年三月八日条、天平勝宝元年四月二日条、同閏五月十日条参照。